

大阪市告示第484号

大阪市立天王寺スポーツセンターほか4施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号。以下「体育館条例」という）第9条第3項及び第4項並びに大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号。以下「プール条例」という）第8条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、体育館条例第9条第5項及びプール条例第8条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 スポーツセンターの利用料金

区 分				利用料金				
				午前9 時 から正 午	正午か ら 午後3 時	午後3 時から 午後6 時	午後6 時から 午後9 時	午前9 時から 午後9 時
天 王 寺 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 及 び 城 東 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	体 育 場	第1体 育場	全 面	2,800 円	3,900 円	3,900 円	5,000 円	15,600 円
			1 面	1,400 円	1,950 円	1,950 円	2,500 円	7,800 円
	第2体育場			1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円
多目的室				1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円

生野 スポ ーツ セン ター	体 育 場	第1体育場	1,400 円	1,950 円	1,950 円	2,500 円	7,800 円
		第2体育場	1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円

備 考							
<p>1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）における利用料金は、本表の金額のそれぞれ2割増とする。</p> <p>2 使用時間を超過して体育場を使用したときの利用料金の額は、超過した30分間（30分間未満切り上げ）につき上記に掲げる全日の利用料金の額に24分の1を乗じて得た額（日曜日、土曜日及び休日の場合は、これによって算出された額の2割増の金額。100円未満切捨て）とする。</p>							

2 真田山プールの利用料金

区 分		単 位	利 用 料 金
真 田 山 プ ール	水泳場 (50メ ートル プール)	専用使用	1回2時間 44,000 円
			超過時間1 時間までご とに 22,000 円
	個人 使用	16歳未満の者（以下「子ども」という。）及び65歳以上の者（以下「高齢者」という。）	1人1回 150円

		その他の者	1人1回	400円	
水泳場 (25メートルプール)	専用使用		1回2時間	19,000円	
			超過時間1時間までごとに	9,500円	
	個人使用	子ども及び高齢者	1人1回	350円	
			回数券11回分	3,500円	
			1人1月	2,450円	
		その他の者	1人1回	700円	
			回数券11回分	7,000円	
			1人1月	4,900円	
	トレーニング場	団体使用	高齢者	1人1回	250円
			高等学校（これに準ずる者を含む。以下同じ。）の生徒（高齢者を除く。）又は18歳未満の者（以下「高校生等」という。）	1人1回	350円
その他の者			1人1回	550円	
その他の個人使用		高齢者	1人1回	300円	
			回数券11回分	3,000円	
			1人1月	3,000円	

			高校生等	1人1回	400円
				回数券11回分	4,000円
				1人1月	4,000円
			その他の者	1人1回	600円
				回数券11回分	6,000円
				1人1月	6,000円
	水泳場及びトレーニング場のセット使用（25メートルプール及びトレーニング場に係るものに限る。）	高齢者	1人1回	500円	
			回数券11回分	5,000円	
			1人1月	4,250円	
		高校生等	1人1回	850円	
			回数券11回分	8,500円	
			1人1月	7,000円	
その他の者		1人1回	1,000円		
		回数券11回分	10,000円		
		1人1月	8,500円		
アイススケート場	専用使用	小学校（これに準ずるものを含む。）、中学校（これに準ずるものを含む。）又は高等学校が使用する場合	1回1時間	10,000円	
			超過時間30分までごとに	5,000円	
		その他の場合	1回1時間	20,000円	

					円	
				超過時間30分までごとに	10,000円	
		個人使用	子ども	1人1回	600円	
				回数券11回分	8,000円	
				1人1月	4,800円	
			子どもに同伴する成年者が施設内で観覧する場合	1人1回	200円	
			高齢者	1人1回	800円	
				回数券11回分	8,000円	
				1人1月	4,800円	
			その他の者	1人1回	1,200円	
				回数券11回分	14,000円	
				1人1月	8,400円	
生野屋内プール	水泳場	専用使用		1回2時間	19,000円	
				超過時間1時間までごとに	9,500円	
		個人使用	16歳未満の者（以下「子ども」という。）及び		1人1回	350円
					回数券11回分	3,500円

			65歳以上の者（ 以下「高齢者」 という。）	1人1月	2,450円
			その他の者	1人1回	700円
				回数券11回 分	7,000円
				1人1月	4,900円
トレーニング 場	団体使 用	高齢者	1人1回	250円	
		高等学校（これ に準ずるものを 含む。以下同じ 。）の生徒（高 齢者を除く。） 又は18歳未満の 者（以下「高校 生等」という。 ）	1人1回	350円	
		その他の者	1人1回	550円	
	その他 の個人 使用	高齢者	1人1回	300円	
			回数券11回 分	3,000円	
			1人1月	3,000円	
		高校生等	1人1回	400円	
			回数券11回 分	4,000円	
			1人1月	4,000円	

水泳場及びトレーニング場のセット使用	その他の者	1人1回	600円
		回数券 11 回分	6,000円
		1人1月	6,000円
	高齢者	1人1回	500円
		回数券 11 回分	5,000円
		1人1月	4,250円
	高校生等	1人1回	850円
		回数券 11 回分	8,500円
		1人1月	7,000円
	その他の者	1人1回	1,000円
		回数券 11 回分	10,000円
		1人1月	8,500円

備 考

1 この表において、「団体使用」とは、個人使用のうち責任者に引率された利用料金の額が同一である10人以上の者で構成された団体による使用をいう。

2 この表において、「水泳場及びトレーニング場のセット使用」とは、個人使用のうち、1の日に1のプールの水泳場及びトレーニング場（以下「水泳場等」という。）を各1回併せて使用するための使用券による使用並びに1の月に1のプールの水泳場等を併せて使用するための定期券による使用をいう。

3 土曜日、日曜日及び休日における水泳場及びアイススケート場の専用

使用に係る利用料金は、この表に定める金額の2割増とする。

4 この表に掲げるプールの施設の使用許可を受けた者が、入場料の類を徴収する場合における水泳場の専用使用に係る利用料金は、この表に定める金額（土曜日、日曜日及び休日にあつては、前項の規定により2割増した金額）の3倍に相当する額とする。

5 この表にかかわらず、水泳場及びアイススケートを30人以上の団体で使用する場合における当該各施設の個人使用に係る利用料金は、次の各号に掲げる団体の区分に応じた額とする。

- (1) 30人以上50人未満の団体 利用料金の9割に相当する額
- (2) 50人以上100人未満の団体 利用料金の8割に相当する額
- (3) 100人以上の団体 利用料金の7割に相当する額

3 真田山プールの附属設備の利用料金

種 別	利 用 料 金
放送設備	1回1日につき 18,000円
得点表示板	1回1日につき 24,000円
自動計時装置	1回1日につき 30,000円
競泳用具	一式1日につき 4,300円
アイスホッケー用具	
ショートトラック用具	

4 実施年月日

令和6年4月1日から

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)